

那珂市議会産業建設常任委員会記録

開催日時 令和2年12月7日(月) 午前10時

開催場所 那珂市議会全員協議会室

出席委員 委員長 大和田和男 委員 石川 義光
委員 花島 進 委員 木野 広宣
委員 福田耕四郎

欠席委員 副委員長 小池 正夫

職務のため出席した者の職氏名

議長 福田耕四郎 事務局長 渡邊 荘一
次長 横山 明子 書記 小泉 隼

会議事件説明のため出席した者の職氏名(総括補佐職以上と発言者)

副市長 谷口 克文	財政課長 大内 正輝
財政課長補佐 浜名 哲士	市民協働課長 玉川 一雄
市民協働課長補佐 大曾根香澄	産業部長 高橋 秀貴
農政課長 浅野 和好	農政課長補佐 綿引 勝也
商工観光課長 石井 宇史	商工観光課長補佐 秋山雄一郎
建設部長 中庭 康史	土木課長 今瀬 博之
土木課長補佐 川崎 慶樹	土木課長補佐 海野 英樹
都市計画課長 高塚 佳一	都市計画課長補佐 水野 泰男
建築課長 渡邊 勝巳	建築課長補佐 金田 尚樹
上下水道部長 根本 雅美	下水道課長 金野 公則
下水道課長補佐 猪野 嘉彦	水道課長 澤島 克彦
水道課長補佐 矢崎 忠	農業委員会事務局長 海老澤美彦
農業委員会事務局長補佐 綿引 稔	生涯学習課長 田口 裕二
生涯学習課長補佐 萩野谷智通	

会議に付した事件

- (1) 議案第75号 那珂市公共施設の暴力団等排除に関する条例の一部を改正する条例
…原案のとおり可決すべきもの
- (2) 議案第79号 那珂市いい那珂オフィスの設置及び管理に関する条例
…原案のとおり可決すべきもの
- (3) 議案第80号 令和2年度那珂市一般会計補正予算(第6号)
…原案のとおり可決すべきもの
- (4) 議案第84号 令和2年度那珂市水道事業会計補正予算(第1号)
…原案のとおり可決すべきもの

- (5) 議案第 85 号 令和 2 年度那珂市下水道事業会計補正予算 (第 2 号)
…原案のとおり可決すべきもの
- (6) 請願第 3 号 自家増殖を原則禁止とする種苗法「改正」の慎重審議を求める意見書提出を求める請願
…趣旨採択とすべきもの
- (7) 那珂市立地適正化計画策定の進捗状況について
…執行部より報告あり
- (8) 合併処理浄化槽補助見直しについて
…執行部より報告あり
- (9) 公共下水道全体計画見直しについて
…執行部より報告あり
- (10) 茨城県市議会議長会令和 2 年度第 2 回議員研修会の参加者について
…石川委員に決定
- (11) 産業建設常任委員会調査事項について
…今後の調査事項について協議

議事の経過 (出席者の発言内容は以下のとおり)

開会 (午前 9 時 58 分)

委員長 おはようございます。

公私ともにお忙しい中、産業建設常任委員会ご参集賜り、誠にありがとうございます。

県南、県西で新型コロナウイルスが拡大している中、那珂市でも感染者が出てきたというところで、引き続き感染拡大防止に努めていただくことをよろしくお願いいたします。それでは、開会前にご連絡いたします。

新型コロナウイルス感染症対策のため、委員会出席者並びに傍聴される方につきましては、マスクの着用、また、入り口付近に設置してあります消毒液において手指の消毒をお願いいたします。また、換気のため廊下側のドアを開放して常任委員会を行います。ご理解、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

会議は公開しており、傍聴可能といたします。また、会議の映像を庁舎内のテレビに放送します。会議内での発言は必ずマイクを使用し、質疑・答弁の際は、簡潔かつ明瞭にお願いいたします。

携帯電話をお持ちの方は、電源をお切りいただくか、マナーモードにしてください。

ただいまの出席委員は 5 名であります。欠席委員は小池委員の 1 名であります。定足数に達しておりますので、これより産業建設常任委員会を開会いたします。

会議事件説明のため、副市長ほか関係職員の出席を求めています。職務のため、議長及び議会事務局職員が出席しております。

それでは、ここで議長よりご挨拶をお願いいたします。

議長 おはようございます。大変ご苦労さまでございます。

今、委員長からお話がありましたけど、この新型コロナウイルス、県内においても大分発生をしている、そういう中でいろいろ報道されていましたが、常陸太田市でしたでしょうかね。本当によかったなど、こういうふうにも思っております。

また、本当に執行部におかれましては、この新型コロナウイルスの拡大防止、日頃から大変ご協力を賜っていること、感謝を申し上げたいと思います。

また反面、経済対策と両立した中での行政の運営、大変だろうと思えますけれども、年末にかけてなお一層のご協力賜りたいなど、こういうふうにも思っているところでございます。

今日は産業建設常任委員会、5件の議案と、それから1件の請願ですか、慎重なるご審議、また委員長からお話がありましたけれども、簡潔、丁寧な説明を賜りたいなど、こういうふうにも思っているところでございます。

どうぞよろしく願いをいたしまして挨拶に代えさせていただきます。ご苦労さまです。
委員長 ありがとうございます。

続きまして、副市長よりご挨拶をお願いいたします。

副市長 改めまして、おはようございます。

本日は、産業建設常任委員会へのご出席、大変お疲れさまでございます。

福田議長、並びに大和田委員長からお話がありましたとおり、12月2日に那珂市在住の看護補助者が新型コロナウイルスに感染しているという発表がありました。翌日、先崎市長から職員に対し、新型コロナウイルス感染症には状況を冷静に見極め対応すること、職員からは感染者を出さないよう健康管理に万全を期すよう指示がありました。これからも油断することなく、気を引き締めて新型コロナウイルス感染症対策を実施してまいりたいと考えております。委員の皆様方におかれましては、ご理解、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

本日は、議案5件、協議報告案件が3件ございます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。どうぞよろしく願いいたします。

委員長 ありがとうございます。

それでは、議事に入りたいと思います。

本委員会の会議事件は、別紙会議次第のとおりであります。

それでは、初めに議案第80号 令和2年度那珂市一般会計補正予算（第6号）を議題といたします。

財政課より一括してご説明をお願いいたします。

財政課長 財政課長の大内です。ほか関係職員が出席しております。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、議案書の76ページの次のページをお願いいたします。

議案第 80 号 令和 2 年度那珂市一般会計補正予算（第 6 号）についてご説明いたします。

4 ページをお願いいたします。

第 2 表、繰越明許費になります。

7 款土木費、1 項道路橋りょう費、事業名、道路改良舗装事業 3,800 万円。

5 ページになります。

第 3 表、債務負担行為補正になります。

当委員会におきましては、一番下の農業活動拠点施設機械警備業務委託から、6 ページをお願いいたします。上から 2 つ目の八重桜まつり事業（駐車場警備等）までの 3 件になります。期間につきましては、令和 2 年度から令和 3 年度までが 2 件、令和 7 年度までが 1 件となっております。

7 ページをお願いいたします。

第 4 表、地方債補正になります。

起債の目的。3 行目になります。市道整備事業債（合併特例事業）、補正後限度額 1 億 3,590 万円。起債の方法、利率、償還の方法につきましては、補正前と同じになります。

21 ページをお願いいたします。

歳出になります。款項目、補正額の順にご説明いたします。

下段になります。

5 款農林水産業費、1 項農業費、1 目農業委員会費 105 万円の減、2 目農業総務費 780 万 4,000 円。

22 ページをお願いいたします。

3 目農業振興費 14 万 3,000 円。

6 款商工費、1 項商工費、1 目商工総務費 365 万 9,000 円の減、2 目商工振興費 210 万円の減、3 目観光費 1,721 万 5,000 円の減。

23 ページをお願いいたします。

7 款土木費、1 項道路橋りょう費、1 目道路橋りょう総務費 110 万円の減、3 目道路新設改良費 6,650 万円。

24 ページをお願いいたします。

7 款土木費、3 項都市計画費、1 目都市計画総務費 380 万円の減、3 目街路整備費 2,480 万円、5 目公園事業費 100 万円。

以上でございます。よろしくをお願いいたします。

委員長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑はございませんか。

花島委員 今ご説明のあった街路整備費、菅谷市毛線街路整備事業で、相対的に結構大きな補

正額の割合ですけれども、これはどういう理由になるのでしょうか。
都市計画課長 都市計画課の高塚です。

今の菅谷市毛線街路整備事業につきましては、今年度、菅谷市毛線の4期分として事業に着手しております。その中で、委託業務として、スムーズに事業が進捗したことから土地を一部取得しようと思ひまして、土地の購入費とそれに付随する補償費を補正で計上したものでございます。

以上です。

委員長 よろしいですか。

ほかにごございますでしょうか。

(なし)

委員長 ほかになければ質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ございませんか。

(なし)

委員長 討論ないようなので、討論を終結いたします。

これより議案第80号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

委員長 異議なしと認め、議案第80号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

暫時休憩いたします。執行部は入替えをお願いいたします。

休憩(午前10時09分)

再開(午前10時10分)

委員長 それでは、再開いたします。

下水道課が出席しております。

議案第85号 令和2年度那珂市下水道事業会計補正予算(第2号)を議題といたします。

執行部よりご説明をお願いいたします。

下水道課長 下水道課長の金野です。ほか関係職員3名が出席しております。どうぞよろしく
お願いいたします。

それでは、議案書のほうをお願いいたします。後ろから3枚目のほうをお開きください。

議案第85号 令和2年度那珂市下水道事業会計補正予算(第2号)になります。

第1条、令和2年度那珂市下水道事業会計補正(第2号)は、次に定めるところによる。

第2条、債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は次のとおりと定める。

まず、1番目の事項になります。マンホールポンプ維持管理業務委託。期間につきましては令和2年度から令和3年度まで。限度額1,260万円。

公共下水道の中継マンホールポンプにつきましては、常時生活排水の流入があり、休みなく稼働している施設につきましては、切れ目なく維持管理する必要があることから、令和3年4月1日から業務期間とするため、本年度中に契約を締結するものであります。

次に2番目の事項になります。処理施設維持管理業務委託。期間につきましては令和2年度から令和5年度まで、限度額2億4,360万円。

農業集落排水処理施設の7地区は、常時生活排水の流入があり、汚水処理場等休みなく稼働している施設につきましては、切れ目なく維持管理する必要があることから、令和3年の4月1日から業務期間とするため、今年度中に契約締結するものでございます。

説明は以上でございます。よろしくお願いたします。

委員長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑はございませんか。

(なし)

委員長 ないようなので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ございませんか。

(なし)

委員長 討論を終結いたします。

これより議案第85号を採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

委員長 ご異議なしと認め、議案第85号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

続きまして、合併処理浄化槽補助見直しについてを議題といたします。

執行部よりご説明願います。

下水道課長 それでは、常任委員会資料36ページをお願いいたします。

合併処理浄化槽補助見直しについてになります。

資料につきましては、5ページほどあります。

まず、見直しの趣旨でございますが、現在進めています公共下水道全体計画見直しに伴い、生活排水処理を市内全域において適切に行う観点から、合併処理浄化槽の設置に係る補助制度については、設置推進に寄与する市独自の補助内容に拡充する必要があることから見直しを行うものでございます。

それでは、ご説明させていただきたいと思えます。

最初に、合併処理浄化槽補助状況についてご説明いたします。

合併処理浄化槽は、①処理性能が高い、②設置コストが安い、③地震に強い等の特徴があり、今後の役割は大きく、新設が禁止となった単独処理浄化槽からの合併処理浄化槽

への転換が優先課題となっている。このような中、国では単独処理浄化槽及びくみ取槽からの転換については、設置費用の4割相当を助成対象とし、国・県・市町村がおのこの3分の1を負担。合併処理浄化槽設置費補助になります。

国は、単独処理浄化槽からの転換を促進していることから、平成24年度より単独処理浄化槽撤去に係る費用相当額を国3分の1、県3分の2が負担。単独処理浄化槽撤去費補助になります。

さらなる単独処理浄化槽からの転換を加速することを目的として、単独処理浄化槽を撤去した場合のみに適用される宅内配管工事費補助が令和元年度より新設。国3分の1、市3分の2が負担。宅内配管工事費補助。

その補助内訳を下段の表にまとめております。

1番目の表ですけれども、補助内容になります。先ほど説明いたしました合併処理浄化槽設置費補助、単独処理浄化槽設置費補助、宅内配管工事費補助の補助額と負担割合になっております。

2番目、真ん中の表は、現行補助制度について、補助があるものをマル、補助がないものをバツで表しております。この表からも、単独処理浄化槽からの転換のみが補助上乘せ状況にあることが読み取れるかと思われま。

3番目になりますけれども、現行補助の最大額を表しております。単独処理浄化槽からの転換とくみ取槽からの転換では大きな差が生じているのが現状です。

このページでは、現状の補助についてご説明させていただきましたが、次に新設補助の必要性について説明したいと思います。

次ページをお開きください。

新設補助の必要性でございます。当市における生活排水ベストプランは、公共下水道及び農業集落排水による汚水処理としていることから、現在進めている公共下水道全体計画見直しに伴い、合併処理浄化槽区域となった方々が生活排水処理を適切に行えるよう、合併処理浄化槽の設置に係る補助制度については、設置推進に寄与する市独自の補助内容を拡充する必要がある。

当市においては、くみ取槽が一定数存在することや放流先の確保が問題となっていることから、補助制度を検討することが不可欠である。

合併処理浄化槽の転換は、個人の負担が大きいことが課題であり、転換しようとする動機づけが乏しいことから、転換が進まない大きな要因であることが昨年度より宅内配管工事費補助を新設したことにより、今年度の転換者は急速に増えており、くみ取槽世帯の動機づけとして、新設補助は非常に有効である。

公共下水道事業認可区域の整備は、少なくともあと6年は要することから、汚水処理人口普及率向上のためには、未計画区域における合併処理浄化槽の転換が必要不可欠である。

このようなことから、次に独自補助の新設についてご説明いたします。

独自補助の新設。

宅内配管工事費補助単独、20万円でございます。

公共下水道全体計画見直し作業により、当市における未計画地区内の単独処理浄化槽人口 2,624 人とくみ取槽人口 3,578 人の転換が今後の普及率向上には必要となるが、当市においては、くみ取槽人口が単独処理浄化槽人口を上回っており、国の制度にある宅内配管工事費補助については、単独処理浄化槽の撤去が条件となることから、不均衡が生じている。このため、個人負担を軽減する補助を拡充する。この宅内配管工事費補助単独は、くみ取槽からの転換の方と敷地内の事情により単独処理浄化槽の撤去ができない方を対象にいたします。

続きまして、敷地内処理装置設置費補助、5万円でございます。

合併処理浄化槽の放流において、道路側溝のない地域と不均衡が生じており、敷地内処理装置の設置が必要な方を対象に宅内配管工事費補助に上乘せをする。

この敷地内処理装置ですけれども、現行の宅内配管工事費補助 30 万円でも、その設置費用も含むことができます。しかしながら、当市における浄化槽設置申請中、約 7 割の方が敷地内処理であることから、個人負担が大きくなっている現状にあります。この負担を少しでも減らし、合併処理浄化槽の転換の動機づけとなる補助と捉えております。

適用につきましては、合併処理浄化槽への転換の場合、適用する。新設及び更新は適用外とします。

次に、現行制度との比較については、1 番目に、新たな補助拡充がどの部分に該当になるのかを表しました。

2 番目、一番下になりますけれども、補助額を表したものになります。

ここでちょっと飛びますけれども、40 ページをご覧ください。

事業スキームを作成しております。補助額の記載と、例として個人負担イメージを図化しております。

中段、ケース 1 とケース 2 のところをお願いします。

まずケース 1 ですけれども、くみ取槽からの転換の場合を現行から今回新たに設けた補助を充てることで、個人負担がどれだけ軽減されるかのイメージ図になります。現行では本体の設置費補助のみになりますが、宅内配管工事費補助単独を充てた場合、さらに敷地内処理装置設置費補助を充てた場合と、3 段階で図化しております。

ケース 2 については、現行の転換補助に加え、敷地内処理装置設置費補助によりさらなる個人負担が図られるイメージ図になります。このケース 2 につきましては、そもそも現行でも補助があるのに、あげ過ぎではという疑問が生じるかと思っておりますけれども、先ほど独自補助の新設で説明しましたが、敷地内における処理が 7 割あることから、当市の排水先の確保問題である道路側溝がないことが読み取れ、多くの方が敷地内での処理

を余儀なくされています。このことから個人負担が大きくなっている現状であり、上乘せについては必要であると考えております。

どちらのケースにおいても、転換に対する動機づけとして必要かつ有効的な施策であると考えています。

戻りまして、38 ページをお願いいたします。

近隣市町村の汚水処理人口普及率をまとめてみました。県南地域においては茨城県霞ヶ浦水質保全条例により、窒素、リンを除去する高度処理型浄化槽の設置が義務づけされていることから、県央、県北市町村をまとめてみました。

上段に那珂市があります。一番右側に汚水処理人口普及率がありますが、那珂市では83.3%となっております。

表の一番下には茨城県の数字を記載しております。茨城県全体では汚水処理人口普及率は85.6%ですので、当市は県平均を若干下回っている状況です。44市町村中23番目という真ん中の位置づけになってございます。

この表をご覧くださいながら、次の合併処理浄化槽の有効性についてご説明いたします。

隣接の水戸市、東海村、城里町では汚水処理人口普及率は9割を超え、下水道と農業集落排水を合わせた普及率は当市より高い。

ひたちなか市は、公共下水道と農業集落排水を合わせた普及率は当市と同等ですが、合併処理浄化槽を加えるとおおむね9割となっております。

また、常陸大宮市や常陸太田市では、公共下水道と農業集落排水を合わせた普及率は当市より低いですが、合併処理浄化槽による普及率が非常に高く、汚水処理人口普及率の底上げを担っております。

以上、公共下水道や農業集落排水の整備が遅れている市町村では、合併処理浄化槽の設置によって汚水処理人口普及率をカバーしている傾向にあり、合併処理浄化槽が非常に有効であることが読み取れます。

次に、補助の見直しにより転換を促進する今後の汚水処理人口普及率の目標についてご説明いたします。

令和5年度が公共下水道事業認可期間であることから、少なくとも令和6年度の汚水処理人口普及率が90%を超える。現在の公共下水道事業認可区域の整備が終わる時期には92%を超える。

以上、目標達成には単独処理浄化槽やくみ取槽からの転換が毎年90基必要となっております。

この目標に向けての予算について、次ページでご説明いたします。39 ページをお願いいたします。

令和3年度転換補助予算です。

これから説明します基数や事業費については、転換分になります。

合併処理浄化槽転換補助 90 基。この 90 基の内訳が下の表になります。単独処理浄化槽からの転換を 60 基。こちらは現行制度分になります。単独処理浄化槽からの転換、単独処理浄化槽の撤去が伴う場合の補助基数です。

次のくみ取槽、単独処理浄化槽未撤去からの転換 30 基ですが、新たな補助拡充となるものです。

次の敷地内処理装置設置費補助 60 基ですけれども、こちらも新たな補助拡充予算になります。浄化槽補助申請の処理水の状況をまとめてみると、敷地内にて処理される方が申請の 7 割を占めていることから、90 基の転換予算に対して 60 基といたしました。

これら合併処理浄化槽への転換補助としては、事業費 6,054 万円。一般財源としては 3,038 万円となります。

なお、この転換に係る補助制度につきましては、市の重要施策でもありますので、去る 11 月 19 日に行われました庁議において承認をいただいております。今後は、来年度の予算計上、3 月の議会上程になります。

繰り返しとなりますが、この説明基数につきましては転換に係る予算になります。来年度の合併処理浄化槽設置費補助事業につきましては、新規 50 基、更新 5 基、合わせて 145 基の予算を計上する予定でございます。

参考になりますが、今年度の状況についてご報告させていただきます。今現在で新規 56 基、転換は 68 基、更新 1 基、合わせて申請状況は 125 基でございます。転換の方が新規を初めて上回っている状況でございます。

最後になりますが、今後のスケジュールについてご説明いたします。

令和 3 年 1 月から 2 月にかけて説明会を行います。合併処理浄化槽の補助見直しについては、次に説明します公共下水道全体計画見直しと直結するものでございますので、同時開催となります。詳しくは、次の公共下水道全体計画の見直しについてで説明させていただきますと思います。

3 月に入りまして、産業建設常任委員会予算上程、補助金要綱の改正。補助拡充の周知につきましては、制度拡充のパンフレットを作成し、公共下水道未計画区域にダイレクトメールの発送を行います。

説明は以上になります。よろしく願いいたします。

委員長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑ございますでしょうか。

花島委員 前々から私が希望しているとおりのことになっていまして、この後の公共下水道の件も併せての施策だと認識しています。

くみ取槽からの転換の補助が少ないというのは、今日初めて知りました。ちょっと、ぜひやってほしいと思います。

ついでに言えば、できるだけきれいな水にする高度処理を進めていただきたいと思うんです。高度処理を使えば、コストは上がりますけれども、特に宅地内で処理する場合に詰まる可能性が低くなるということがありまして、人によっては、多少建設にお金がかかってもそういうふうにしたいという、できる余裕がある方はしていただくと、後は楽ですよという話もぜひ広めていただきたいと思っています。

あとは、細かい金額等についてはいろいろ意見もあるだろうし、今後詰めていくんだと思いますが、大筋として本当に歓迎しています。

委員長 ほかにございますか。

石川委員 まず、公共下水道事業認可期間というのはどういう意味ですか。

下水道課長 公共下水道事業につきましては、多大なる費用がかかるということでありますので、国の補助を充てております。その国の補助をもらうためにも、事業期間を設けて行っておりますので、それが今、現在の事業認可が令和5年度になっております。

令和5年度以降も当然公共下水道で整備を行っていきますので、また令和5年度には事業期間の延伸というのを行っていきます。

石川委員 それから、今後転換していく数というのは何基ぐらいあるものなんですか。

下水道課長 令和8年度末まででは、単独槽またはくみ取槽からの転換の方は540基が必要になっているというか、目標数字92%以上に持っていくには540基が必要になっております。

委員長 よろしいですか。

石川委員 次の公共下水道事業見直しで説明があるかと思うんですが、この合併処理浄化槽と並行して公共下水道事業もやっていくということなんですね。後で説明があるのであれば、それはそれで結構です。

下水道課長 今、委員のほうからご質問ありましたとおり、公共下水道も引き続き、当然合併処理浄化槽の見直しを行ったというのも、公共下水道での整備が非常に遅れている、時間がかかるということから、合併処理浄化槽への転換というのも促進していくために補助の拡充を行っていくところでございます。

委員長 よろしいですか。

ほかにございますでしょうか。

木野委員 この間、下水道事業審議会があったと思うんですけれども、その中で、全員が今回出られてないものですから、委員の方から質問があったと思うんですね。どういった内容があったのかというのをちょっとお教えいただけますか。

下水道課長 合併処理浄化槽についての質問については、特に、やっぱり補助の拡充ということで、非常に遅れている地区については、合併処理浄化槽も機能的にはいいというところで、どんどん拡充してもらいたいという話がありました。

あと、やはり委員の中から質問が出たのが、単独処理浄化槽の撤去ができない方がいら

っしゃるんですね。そういう方についての補助の拡充ということについてはどうなんですかということがありまして、今回の20万円につきましては、単独処理浄化槽の撤去が状況によってできない方についても、20万円を充てることが可能になりますというお話をさせていただいております。

木野委員 もう一点、この市独自の補助なんですけれども、一応、年度的にはどれぐらいを目安にしているのか教えていただけますか。

下水道課長 この制度を拡充するに当たりまして、財政課、政策企画課、関係機関ともいろいろ話合いをしながら進めさせていただいたんですけれども、令和8年度までには92.2%に持っていきたいというところがありますので、令和8年度までは予算は確保できるといふふうに考えております。

委員長 よろしいでしょうか。

ほかにございますか。

福田委員 まず、合併処理浄化槽の補助の見直しについては、大分枠が拡大された。これに対しては私は評価をしたい。いわゆる、今までは県・国からの補助を頼っていた部分が随分見受けられたわけですね。今回は市単独の事業、こういうことを取り入れた中で、この公共下水道の整備が遅れている分を何とかこの合併処理浄化槽でカバーをしたいというところは、本当に評価をしたいなと思っているところなんです、何と言うんですかね、例えば、いわゆる放流先のないところ等についてはどういう対応をしていくのか、ちょっとお尋ねしたいんですが。

下水道課長 下水道事業審議会におきましても、やはりそういう放流先の問題、確保についての質問は前々回のときにもございましたが、我々も委員の皆様からも当然そのような話もあり、土木課サイドともその状況について打合せをさせていただいたりしております。

土木課におきましても、今の排水問題について十分に、昨今のゲリラ豪雨等もあり、排水問題については非常に認識しているところではありますが、さすがに整備となかなか時間がかかるというところもありますので、道路改良、拡幅工事に併せての排水ができるところについては整備していきたいという考えはあるということはお話はいただいております。

福田委員 その辺の一番の課題はそこなんです。今まではそういう整備が下水道課としては遅れていた。だけど、今回これ、大分前向きに進んでいる。残念ながら、今言った土木課との連携というんですかね、そちらのほうの整備が遅れているというようなことで、いわゆる放流先がない。これがこれからの大きな課題だろうと思うんです。

課題じゃなくて、これは問題だよ、問題だと思う。ですから、その辺の土木課との連携、これをしっかりやっていただきたいなと。

反面、これから公共下水道整備というのはどうなっていくんですか。ちょっとその辺が疑問なんです。どうもこれを見ると、もうこれからはもう合併処理浄化槽、こういう

ことで力を入れていくんだということは表れています。残念ながら、基本であるこの公共下水道、これがこれからどうなっていくのかなというのちょっと説明を求めたいと思います。

下水道課長 公共下水道につきましても、これから次に全体計画の見直しについてご説明させていただきますけれども、公共下水道も引き続き頑張っていくという考えでございます。

福田委員 そうすると、前にも言っていましたけれども、いわゆるこの公共下水道の見直しをして、そして全然計画がない、計画にのっていない地区、それはやっぱり計画を出して、そしてお示しをしていくんですか。

下水道課長 はい。全体計画の見直しについては次に図面等で説明しますけれども、当然ながら、福田委員のおっしゃるとおり、地域に対しての説明等もしていきます。お示ししていきたいと思います。

福田委員 その辺やっぱり心配するところなんです。これは本当に、今回の合併処理浄化槽に対する新設の補助、そういうことには本当に敬意を表したいと思っているんですよ。ただ、やはりこの公共下水道がこれからどうなっていくのか、我々が聞いている範囲では、いわゆる未整備のところに対しても計画性を持ってお示ししていきますよというのは、今までもありましたね。ですから、やっぱりそれも継続して、そしてやっぱり両立しながら進めていく、これは大事だろうと思うんですよ。

この説明のあれを見ると、今になってこういうことが出てきたというのは、ちょっと私にはあまり理解ができないんですけれども、いわゆるこの合併処理浄化槽というのは、処理能力が高いなんていうのは当然分かっているわけでしょう。あるいは、設置コストが安いとか、今さらこういうことを言わないで、これは前からお示しをしていただきたかったなと思うんですよ。

それはそれでいいですけども、とにかく両立した、合併処理浄化槽と公共下水道、それともう一つ加えて、いわゆる土木課との放流先の問題、これをしっかりやっていただきたいなど、これを切にお願いをいたします。

以上です。

委員長 じゃ、もう一つの軸となる、その先の公共下水道全体計画の……

福田委員 それと1点加えて、これは民間的な感覚で、言ってもなかなかぴんと来ないかも分からないんですが、いわゆるコストの面、これでも設置コストが安いとかということを行っていますよね。公共下水道も、やっぱりコストというのは、いわゆる行政がやる事業では一番コストがかかるのが公共下水道でしょう。これは分かっているよね。

そういう意味で、1つ私は提案があるんですよ。それというのは、那珂市には公共下水道の本管が何本か通っていますね。この本管が通っている地域から事業を展開していけばコスト面はどうなんですか。

まるっきり本管から離れているところから、今、事業が進められていますよね。そう

いう地域があるでしょう。これを例えば、本管の通っている地域から、近くから事業をやっていけば、コストの面で相当低価格につながっていくんじゃないですか。これが民間感覚の考え方なんです。

だけれども、どうも行政、いわゆる那珂市の場合には、そういうことよりは、優先している順位がそうじゃないんですよ。その辺もしっかり検討をしていただきたいなと私は思うんです。これは民間的なことですから、いわゆるコストをいかに低価格でやっていく、展開していく、こういうことというのは大事なんじゃないですかね。

先ほど言ったように、事業として、この公共下水道というのは一番コスト的にお金がかかる事業だからこそ私はそれをお話ししたいなと、そして、そういうことを転換していただければなど、こういうふうにも思っているんですが、その辺というのはどうなんですか。

例えば、条件の離れている地域から事業を展開していくのと、本管から近いところから拡大していく、この費用の差というのは分かりますか。

下水道課長 委員の言われるとおり、本管の近くから整備していくことについては、整備コストでいきますと、単純にそこは安くなると思います。経営面で考えると、今度その整備をした後の管理、あとはその収益ということを考えていくとそうではないところも出てくるかもしれないというところが、やっぱりそれはいろいろ集計していかなくちゃいけないと思うんですけれども、単純に整備をするだけのコストで言えばおっしゃるとおりだと思います。

福田委員 ですからやっぱりそういうことも含めて、我々、今まで耳が痛くなるほど聞いていたのが、予算がないんですよ、こうなんですよということは、もう今まで何回も聞いています。ですから、そういう意味で言っても、やはりいかに低コストで事業を進めていくか、そういうこともぜひともこれから、いろいろ知恵を絞りながらやっていただきたいなど。

今回のように、この合併処理浄化槽というのは、これは大きな進展があったなというふうに私は感じています。加えて、公共下水道もそのように進めていくことを切にお願いをいたします。

以上です。

委員長 それでは……

花島委員 ちょっとだけ、私はちょっと福田委員と違うところがあって、コストを考えるとというのはまさにおっしゃるとおりなんです。けれど、この 37 ページにある新設補助の必要性というところの最初の 1 行で、当市における生活排水ベストプランは公共下水道及び農業集落排水による汚水処理としているって、そもそもこれが間違っているって私は思っているんですよ。

要するに、合併処理浄化槽の位置づけが根本にないんですよ。コスト的に楽だという

のは福田委員もご指摘のとおり。これに彼らが書くというのは、市民の間にはまだ分かっていない人が物すごく多いんですよ。だから、我々は知っていてもこれは書かなきゃならない話で、それで、やっぱり基本、この2本だというところが間違っているのも、それをどこかでちゃんと見直さなきゃいけないと思っています。

それで、排水の問題、これは汚水処理水の排水だけじゃなくて、雨水も含めてなんですけど、そもそも雨水が排水処理できないということは、同じように汚水も排水できないということですよ。下水道管だけ引っ張って、汚水処理はできたとしても、そのところはやっぱり雨水は処理できないに近いんです。

一方、排水路がないようでも、見かけ上はなくても、浸透で雨水が処理される場所だったら、きれいに処理さえすれば、汚水の処理水も排水できると思っています。

ですから、総合的な生活の向上という意味で考えたら、この合併処理浄化槽も含めて、公共下水道にするかどうか選択もあるんですけども、汚水の処理と雨水の処理をリンクして考えてやっていただけたら効率がいいと思うんです。

広域下水道の建設にかかるお金を少々節約してでも、普通の排水処理に回せば、総合的な生活改善の効果は高いと私は思っているんです。ですから、下水道課、土木課とか、こういう枠にあまり捉われないように、総合的な視点で考えていただきたいと思います。

委員長 そういった点も踏まえ、ご検討いただいて、今回、この補助の見直しについては一旦終結いたしまして、もう一つの軸である公共下水道全体計画の見直しについてを議題としていきたいと思えます。

執行部よりご説明をお願いいたします。

下水道課長 公共下水道全体計画見直しにつきましては、資料のほう 41 ページをお願いいたします。

4 ページから成る説明資料と別添資料1として那珂市全域図、詳細図面として 29 ページから成る図面をつけております。また、本日、前回の資料を参考として、A3の資料をつけさせていただいております。

それでは、ご説明いたします。

今回報告する内容は、前回報告させていただいている合併処理浄化槽エリアを、将来の土地利用の動向や人口動態を加味した作業を行いましたので、その結果を報告するものでございます。

1番、公共下水道全体計画の見直しの目的と概要です。

まず、目的になりますが、近年、人口減少や少子高齢化の本格化、市域社会構造の変化など、公共下水道施設の整備を取り巻く諸情勢が大きく変化していることや地方財政が厳しい状況にあることから、公共下水道による整備の効率化を図ることが急務となっており、これら諸情勢の変化に対応し、持続可能な汚水処理システムを構築するため、より効率的な公共下水道の整備の在り方を検討することが必要となっております。

そのため、公共下水道（集合処理）、合併処理浄化槽（単独処理）それぞれの汚水処理施設の有する特性、経済性等を総合的に勘案し、地方の実情に応じた適正な整備手法を選定した上で見直しを行うものです。

その概要ですけれども、公共下水道の整備には多額の事業費と期間を要することから、事業認可を受けている区域の整備は、令和8年度末の概成（地域ニーズ及び周辺環境への影響を踏まえ、整備がおおむね完了すること）を目指しており、未計画区域の整備時期については当面先となります。したがって、公共下水道全体計画見直し後の将来的に整備を行う区域においても、公共下水道の整備を行うまでの間、暫定的に合併処理浄化槽の転換を推進いたします。

なお、那珂市公共下水道全体計画の法定見直し（変更）でございますけれども、県流域下水道整備総合計画と整合させることから、令和5年度以降になりますが、今回の見直しは公共下水道整備に係る指標となるものでございます。

次に、2番、公共下水道全体計画見直しの方針でございます。

効率的な汚水処理施設の整備・運営を適切な役割分担の下で計画的に実施していくため、以下の方針に基づいて見直しを行いました。

①としまして、時間軸の観点を盛り込み、短期的（令和8年度末まで）には事業認可区域の早期の整備を図ります。短期的な取組として、現在整備中の区域の概成を目指します。

次に、②番、中長期的（令和9年度以降、15年から20年）なスパンとしましては、全体計画見直しにより公共下水道による汚水処理の概成を目指します。

なお、住民の意向等、地域ニーズを踏まえ、水環境の保全、施工性の難易度、災害に対する脆弱性等、地域特性も総合的に勘案した上で、集落があり生活環境を保全する必要がある区域に縮小いたします。

次のページをお願いいたします。

3番、公共下水道全体計画見直し（案）の策定。

全体計画見直しに当たり、見直し方針の下、以下のフローのとおり作業を進めました。

ステップ1では、全体計画、事業認可区域の検証をしております。

下段、一番下のステップ1、全体計画、事業認可区域の検証をご覧ください。

公共下水道全体計画の見直しに当たり、既整備区域を検証する。人口密集地（住居系市街化区域）の整備がほぼ完了したが、市街化区域面積と全体計画面積及び事業認可面積にそごが生じていることから、ページ下段のとおり修正いたします。

まず、中里工業専用地域 13 ヘクタールの縮小。理由につきましては、平成23年3月22日、市街化調整区域の逆線引きを行ったことによります。

瓜連市街地 34.4 ヘクタールの縮小。理由につきましては、平野台団地法面、瓜連市街地北側の急傾斜地を除きました。

合わせて47.4ヘクタール縮小いたしました。

次のページをお願いいたします。

ステップ2では、公共下水道か合併処理浄化槽地区の評価・判定を行いました。

下水道処理区域の評価・判定には、国から示された策定マニュアル及び県ガイドラインに沿って進め、以下の①から③の評価・判定を踏まえて、公共下水道の区域か合併処理浄化槽による区域かを選定いたしました。

①番として、基礎調査。人口動態、世帯数、浄化槽分布です。

②検討単位区域の設定。未計画区域に対して、集合処理か個別処理かを判断するために、検討単位区域を設定しました。検討単位区域の選定に当たっては、これらの特徴や地形条件からの連担性、集落の形態等を考慮した上で、一定のまとまりとして設定いたしました。

③処理区域の設定（集合・個別処理の判定）。検討単位区域ごとに集合処理か個別処理かを判定しました。検討単位区域の計画人口・世帯数は、基礎調査データを用い、集合処理時の計画汚水量、個別処理時の浄化槽基数の基としました。

このステップ2までの作業を9月9日の常任委員会において報告させていただいたところでございますが、今回は次のステップ3による作業を行いました。

ステップ3です。将来の土地利用（関連計画、開発計画、市街地から1キロメートル圏内等）の動向。

ステップ2での評価・判定の結果を踏まえて、将来の土地利用の動向や人口動態を加味し、以下の区域を加えました。

①番、現時点においては単独処理と判定される区域であっても、関連計画等において、今後集合処理と判定することが見込まれる区域。こちらにつきましては、関連計画がある区域になります。

②今後、大規模開発が計画または予定している区域。具体的には、那珂インターチェンジ周辺整備区域や植物園になります。

③市街化区域に隣接し、住宅需要が見込まれる区域。市街地から1キロメートル圏内の区域になります。

以上、ステップ1からステップ3の検討内容を整理した那珂市公共下水道全体計画見直し（案）は次のとおりです。

図面を基に説明したいと思います。

まず、前回お渡ししている資料を参考として今日皆さんのテーブルに配付させていただいておりますが、その資料からステップ3の作業を経た図面が、今回、資料とあります別添資料1となります。

別添資料1をお願いいたします。A3の図面、那珂市全域が入っている図面になります。

図面中の黄色とピンクの箇所が前回の図面、グレーの箇所になっております。先ほど説

明いたしましたステップ3を加味した資料となります。

このA3の別添資料のほか、各地区単位の図面をA4にて配付しております。

こちらのA4の資料ですけれども、右上に地区名が明示されております。1ページから29ページまで29枚ありますが、まず、例えば1枚目、A4の資料ですけれども、静地区でございます。右肩、上のほうに地区名が載っておりますけれども、黄色とピンクが前回ではグレーに塗られていた箇所になりますが、黄色が縮小される箇所、ピンクが公共下水道による区域となります。この静地区でいきますと、図面右端、青色は整備済みの区域になっております。

続きまして、2ページになりますが、こちらつきましては古徳地区になります。

続きまして、3ページが下大賀地区になります。

4ページですけれども、中里地区になります。

5ページにつきましては、額田南郷地区になります。

6ページは、県民の森・茨城県植物園です。ステップ3において、②の大規模開発が計画または予定している区域がこのような地区になります。ピンクというふうになります。

7ページですけれども、戸・戸崎・飯田地区・那珂総合公園になります。

8ページですけれども、飯田地区になります。

続きまして、9ページですけれども、飯田地区・那珂インターチェンジ周辺になります。

10ページは、飯田・福田地区・那珂インターチェンジ周辺になります。

11ページですけれども、福田・飯田・豊喰地区になります。

12ページにつきましては、豊喰地区になります。

13ページは、福田・後台地区になります。

14ページですけれども、こちらも福田・後台地区になります。

15ページは、福田地区になります。

16ページは、豊喰地区になります。

17ページは、後台地区になります。

18ページは、中台・津田地区になります。

19ページも、同じく中台・津田地区になります。

20ページは、中台・津田・後台地区になります。

21ページは、後台・菅谷地区になります。

22ページも、同じく後台・菅谷地区になります。

23ページは、菅谷地区になります。

24ページは、菅谷・杉地区になります。

25ページは、福田・後台地区になります。

26ページは、平野・中里地区になります。

27ページも、中里・平野地区になります。

28 ページは、菅谷・福田・杉・鴻巣地区になります。

最後のページ、29 ページですけれども、杉・堤・横堀地区になります。

資料のほう、戻りまして 43 ページをお願いいたします。

見直しによる面積を表で表しました。公共下水道全体計画、現行面積でございますけれども、3,257.8 ヘクタールに対しまして、縮小は 440.9 ヘクタール、見直し後面積 2,816.9 ヘクタールとなります。

市街化区域、市街化調整区域の内訳でございますけれども、市街化区域では、ステップ 1 で説明しました 47.4 ヘクタールを縮小することで、見直し後は 765.1 ヘクタールになります。市街化調整区域につきましては、現行 2,445.3 ヘクタールに対しまして、393.5 ヘクタールを縮小することで、2,051.8 ヘクタールとなります。

続きまして、44 ページ、次ページをお願いいたします。

4 番、今後のスケジュールになります。

来年の 1 月から 2 月にかけて住民説明会を開催いたします。この説明会ですけれども、記載にある地区の説明会を毎週土曜日開催いたします。1 月 16 日から 2 月 13 日になりますが、資料には記載がございませんが日程が決まりましたので記載順にご報告をさせていただきます。

まず、ふれあいセンターよこぼりでございますけれども、2 月 6 日。

続きまして、中央公民館、1 月 16 日。

続きまして、ふれあいセンターごだい、1 月 23 日。

続きまして、ふれあいセンターよしの、1 月 30 日。

最後、総合センターらぼーるですけれども、2 月 13 日となります。

こちらの説明会の周知としましては、明日締切りのおしらせ版への掲載を依頼しております。そのおしらせ版の発行でございますけれども、12 月 25 日になります。

また、このスケジュールには記載しておりませんが、1 月 15 日から 2 月 15 日の 1 か月間の期間を設けて、パブリックコメントも実施いたします。

説明会には新型コロナウイルスの懸念もありますが、コロナ対策を十分に行いながら、このスケジュールにて進めていきたいと思っております。

説明会が終わりました翌週、2 月 18 日か 19 日には下水道事業審議会を開催しまして、諮問いたします。

その後、3 月上旬の議会への付議、そして 3 月定例会における産業建設常任委員会に下水道事業審議会答申報告をいたします。

説明は以上となります。どうぞよろしくをお願いいたします。

委員長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑はございますでしょうか。

花島委員 ピンクの領域、これが今後どうなるかというところが多分住民からは疑問が出ると思うんです。

私の目で見ると、必ずしもやらなくてもいい場所がたくさんある。その辺を、多分それらもそう思っていると思うんで、住民の方々にどう説明するかっていうところが大事なところで、多分状況によってやったりやらなかったりということになるんだと思うんですよね。必ずやるというわけじゃないとか、というより、私の考えで、必ずやるとしないほうがいいと言ったらいいんですかね、そういうふうに思っています。なるべく率直に、甘いことを言わずにやったほうがトータルでいいと思っています。

以上です。

委員長 ほかにございますか。

石川委員 2番の②の中長期的の項目なんですけれども、公共下水道による汚水処理の概成を目指すって、この概成をもう少しちょっと具体的に説明をいただければ。

下水道課長 資料の1枚目、1番で公共下水道全体計画の見直しの目的と概要の中段になるんですけれども、令和8年度末の概成という、その概成という言葉が出ておりますけれども、そこに整備がおおむね完了することを示しております。その概成というのは、整備が終わるということです。

石川委員 これで整備が終わるんですか。

下水道課長 見直しに伴いまして、中長期的には15年から20年のスパンで、ピンクの地区というか、公共下水道での整備というのが、今の現状でいけば、そのぐらいで整備が終わるのではないかというふうな形で記載させていただいております。

委員長 よろしいですか。

ほかにございますでしょうか。

木野委員 まず、公共下水道の普及率の件なんですけれども、さっきの資料では、那珂市は54.2%と出ておりますけれども、この公共下水道見直しについて、今後、この計画が全部終わった段階で何%ぐらいを目指しているのか教えていただけますか。

下水道課長 公共下水道による整備の人口なんですけれども、4万1,800人の人口の部分で公共下水道で行う形になっておりますので、これからの人口動態を加味していくと、人口は減っていくところもあると思いますけれども、現段階での今年4月の人口ベースでいきますと、70%後半、80%ぐらいになるのかなと思われま。

木野委員 あともう一点なんですけれども、9月の定例会のときに一度資料を出したわけですよ。今回、第4回ということで、またその資料を変えたという、大きなポイントは、先ほど説明はありましたけれども、どこがどういった事情で急に変わったのか教えていただけますか。

下水道課長 前回の説明の中でも、あの図面が確定というわけじゃなくて、詳細にいろいろ煮詰めた中で、追加になるところもありますというアナウンスはさせていただいたと思う

んですけれども、今回、ステップ3というのが今回の大きな要因です。

関連計画、開発計画、また市街地から1キロメートル圏内等を考慮した中での変更と
いうか、このような形の色分けになったということでございます。

委員長 ほかにございますか。

花島委員 詳細図がたくさんあるんですが、特定のどこかがどうなっているかって見たいとき
に、このどこかを探せば必ずあるんですか。

つまらない質問なんですが、抜けがあるかどうかということなんです。

下水道課長 A3の資料のほうをちょっと開いていただくと、A3の中でいくと、ちょっと黄
色い地区、具体的にいきますと、門部の坏とか下河原、こういったところについてのA
4の資料がちょっと載ってないものになります。

委員長 ほかにございますか。

よろしいでしょうか。

(なし)

委員長 じゃ、それではほかになければ、本件を終結いたします。

暫時休憩いたします。

執行部は入替えをお願いいたします。

休憩(午前11時15分)

再開(午前11時17分)

委員長 それでは、再開をいたします。

水道課が出席しております。

議案第84号 令和2年度那珂市水道事業会計補正予算(第1号)を議題といたします。

執行部より説明願います。

水道課長 水道課長の澤島です。ほか3名が出席しております。よろしく願いいたします。

議案書の後ろから4枚目をお開き願います。

議案第84号 令和2年度那珂市水道事業会計補正予算(第1号)についてご説明いた
します。

次のページをお開き願います。

債務負担行為補正になります。

令和3年度自家用電気工作物定期点検業務委託、限度額129万8,000円。期間、令和
2年度から令和3年度になります。

以上でございます。よろしく願いいたします。

委員長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

(なし)

委員長 それでは、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

(なし)

委員長 討論を終結いたします。

これより議案第 84 号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

委員長 ご異議なしと認め、議案第 84 号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

暫時休憩いたします。再開を 11 時半にします。

休憩 (午前 11 時 19 分)

再開 (午前 11 時 28 分)

委員長 それでは、再開をいたします。

都市計画課が出席しております。

那珂市立地適正化計画策定の進捗状況についてを議題といたします。

執行部より説明をお願いします。

都市計画課長 都市計画課の課長の高塚です。ほか 3 名の職員が出席しております。どうぞよろしくをお願いします。

着座にて説明させていただきます。

それでは、常任委員会資料の 26 ページをお開きください。

那珂市立地適正化計画策定の進捗状況についてご説明いたします。

人口減少や少子高齢化が見込まれる中で、将来に向けて持続可能で魅力あるまちを目指すための計画として、今年度から 2 か年で市町村マスタープランの一部となる那珂市立地適正化計画を策定しており、今回、策定作業の進捗状況を報告するものです。

1、立地適正化計画の概要についてご説明いたします。

人口の急激な減少と高齢化を背景として、市町村が定める都市計画マスタープランにコンパクトシティを位置づけている都市計画が増えていることから、約 20 年後の将来像を策定し、居住機能や生活サービスの機能を長期的な視点に基づき、緩やかに誘導することでコンパクトなまちづくりを目指す計画でございます。

下の図はイメージ図になります。

外の緑の線が都市計画区域で、那珂市では那珂市全域となります。その中に青い破線で市街化区域となり、その中に居住を誘導する区域を定めます。居住を誘導する施策を優先的に実施していく区域となります。居住誘導区域を定めた後、居住誘導区域の中に、さらに都市機能を誘導する区域、すなわち日常生活に必要な施設等を誘導するための区域を定めるものです。そのほかに、居住を誘導する区域と都市機能を誘導する区域の各

拠点を連携する地域公共交通や居住を制限する区域、跡地を管理する区域を定めることもできます。

次のページ、那珂市における策定の趣旨についてご説明いたします。

那珂市でも、平成 27 年の 3 月に策定した那珂市都市計画マスタープランでは、人口減少や高齢化の対応やコンパクト化に対応した生活拠点の在り方の視点を加え、コンパクトなまちづくりの将来像を示しました。

今後も人口減少や少子高齢化が一層進むものと見込まれ、居住や生活利便性の集約化、移動利便性の確保に向けた具体的な方向性や施策を示すことが必要となっています。また、本市でも浸水被害を受け、災害に強いまちづくりに向けた取組の強化も求められていることから、那珂市立地適正化計画は、これらの都市の基本的な在り方を踏まえつつ、将来に向けて持続可能で魅力あるまちづくりを目指すために策定をするものです。

29 ページの資料 1 をご覧ください。

こちらの資料は、国土技術政策総合研究所の平成 27 年国勢調査を基に推計した資料になります。

那珂市の人口減少や高齢化がどのように分布しているかを示したものです。図面はメッシュで表しており、色の濃淡で示してあります。

左側の図面が人口分布図であります。上が平成 27 年の人口、下が令和 22 年の人口の推計値になっております。全体的に色が薄くなって、人口が少なくなっていることが見て取れます。

同じく右側の図面は高齢化率です。上が平成 27 年、下が令和 22 年の推計となっております。青い色が高齢化の進んでいる地域になっています。ほぼ多くの地域で高齢化率が進んでいると推計されます。

以上のことから、那珂市においても、人口減少、高齢化が進んでいるのが見受けられません。

具体的には、約 20 年後の将来像を見据えた上で、災害の危険がある場所や工業専用地域などの用途地域を除いた市街化区域内に居住を誘導する区域を定めることとなります。その区域内に医療、福祉、商業の機能を誘導し、中心拠点や生活拠点とすることにより、各種サービスの効率的な提供を図り、都市機能誘導区域を定め、施策等を展開し、緩やかに誘導することで、コンパクトなまちづくりを進めていきたいと考えております。

27 ページに戻りまして、3 番、立地適正化計画の位置づけについてでございます。

立地適正化計画は、市町村の基本構想、都市計画区域マスタープランに即するとともに、市町村マスタープランとの調和が保たれたものであることが求められているとともに、都市全体を見据えたマスタープランとしての性質を持つものであることから、都市計画法に基づく市町村マスタープランの一部とみなされる計画です。

こちらも下の図の青い枠の立地適正化計画のところで、市町村が定める都市計画マスタ

ープランの都市計画の方針と整合を図りながら、人口減少・高齢化への対応、都市計画と都市機能の連携、公共施設の整合・既存インフラの活用など、都市計画マスタープランの位置づけを基に、どのように取組を進めていくのか検討していきます。

なお、本来立地適正化計画の策定事項ではありませんが、市街化調整区域についても那珂市都市計画マスタープランの位置づけの下、どのように取組を進めるのか検討していきたいと考えております。

続いて、4、計画の目標年次と策定期間についてご説明します。

計画期間は、2040年（令和22年）までとし、おおむね5年ごとに施策の実施状況について調査、分析及び評価を行うこととなっています。また、社会経済情勢の急激な変化があった場合は、必要に応じて見直しを行っていきます。

策定期間は、令和2年から令和3年の2か年で本計画を策定いたします。

5、策定体制及び構成についてご説明します。

策定体制は、事務局である都市計画課と今回設置した庁内組織で構成する検討委員会、庁内の各課課長補佐21名で構成する委員会です。その委員会で那珂市における交通、医療、福祉、子育て、まちづくり、商業などの現状の課題を整理し、案の作成を行います。

また、有識者会議を設置しました。専門的な分野から委員を選定しており、学識経験を有する方として、茨城まちづくり人材バンクに登録されている方2名、筑波大学名誉教授、常陽産業研究所の地域研究部長や、あと各種団体の代表といたしまして、東日本旅客鉄道、茨城交通、那珂市医師会、那珂市子ども・子育て協議会、那珂市社会福祉協議会、茨城県不動産鑑定士協会の方、市まちづくり協議会、商工会青年部の方、10名で構成する有識者会議で専門的な視点から検討と協議をしていきます。

その後、都市計画審議会、パブリックコメント、住民説明会を経て、計画を策定してまいります。

6、策定のスケジュールと進捗状況についてご説明いたします。

本計画は2か年で策定します。令和2年度については、現時点で策定委員会を3回行い、那珂市の現状を整理した上で課題の整理を行っております。その後、有識者会議を1回開催いたしまして、意見を伺い、その意見を整理した上で、今後、まちづくりの方針の検討や誘導方針の検討を行っていききたいと考えております。

なお、令和3年度については誘導区域の検討を行い、計画策定の素案を作成し、その後、住民説明会、パブリックコメントを経て、都市計画審議会に付議し、令和3年度中に計画を策定していきたいと考えております。

今後の議会報告についても、状況に応じて報告していきたいと考えております。

説明は以上になります。よろしく申し上げます。

委員長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑ございますでしょうか。

花島委員 まず、全体に理解できない。理解できないというのは何かと言うと、そもそも私はコンパクトシティという論に賛成じゃないので、那珂市みたいなところでコンパクトシティなんか言ったってしょうがないと思っています。

私は周辺地域に住んでいるわけで、周辺地域の課題として、単純にこれを読むと、そういうところから離れて、菅谷地区だの、ああいうところに住みなさいと言っているに近いような感じなんですよ。

実は、昔はコンパクトシティみたいなことを言われたけれども、そもそもその有効性というのは私は限られていると思っています。特に今、新型コロナウイルスの災害なんかで、ぎゅうぎゅう詰め、例えば私、趣味がジョギングなんですけれども、まさに人が集まったら、ジョギングするのだからやばくなるという話になりかねないわけです。

それから、災害にだってそんなに強くはないですよ。公共下水道なんかとかいろいろなものもやられやすいわけで、周辺に分散していればやられたところだけやられている。どこか1か所やられて、大規模に機能不全になるという確率は減ると思っています。

じゃ何で、一方でコンパクトって言うのかというと、例えば公共下水道とかああいうのを欲しいというニーズがあったり、近くで買物したいとか、そういうニーズに応えると結局コンパクトシティみたいな話になるわけですが、だからといって本当にそれで多くの人が望んでいるかといったら、私はそうは思っていないんです。多くの方は、周辺地域で、豊かな緑の環境があるところとか、人があんまり密じゃないところを好む人がいるわけですね。

一方で、今まで農業で基本的に成り立っていた地方というか、周辺地域が農業だけでは成り立たなくなっているという状況があって、ほとんどが勤め人で、住居をそこに持っているという環境ですよ。それが駄目だということなんですかということなんです、この考え方はね。

私はそういう意味では、単純に利便性みたいなことだけを考えて発想には賛成できないと思っています。

それで、質問ですけども、A3の紙がありますね。この中で、人口分布の図なんですけど、これって何人って書いてあるのが、これは単位面積当たりの人数ということなんですけど、この人というのは、この四角の升の中の人数って考えていいんですか。

都市計画課長 そちらの人数になっております。

石川委員 いろいろなすばらしいプランが出てきたんですけども、私、ちょっとお願いが1つだけあります。というのは、この4番目に計画期間2040年、これではちょっとこのプランもったいないような気がしますね。もう少しスピード感を持ってやっていただき

たい。というのは、A3の資料1の人口分布なんですけど、私、前にも一般質問で取り上げましたが、2040年には7,000人人口減少が起きることになっておりますので、いろいろな適正化計画の中で、最優先を人口減少対策にさせていただきたいと思うんです。

これをやらないと、なかなか、こんな2040年までにやると言ってもなかなか難しいんじゃないかと思うんですけれども、いかがでしょうか。

都市計画課長 計画期間としては20年後の令和22年というふうな計画にはなっております。その中で、どういうふうにご誘導していかうかというところで、緩やかに誘導で20年。そのほかに、あと人口減少がこれだけ増えてきているので、その中で施策をいろいろ検討して、展開して行って、それをいろいろな形で整備をしながら、そこに集約的に住めるような状態にして、皆さんに住んでもらえるようにというふうにも考えておりますので、計画上は20年後という形にはなっております。

以上でございます。

石川委員 じゃ、スピード感を持って進めてください。よろしくをお願いします。

委員長 ほかにございますでしょうか。

(なし)

委員長 それでは、ないようなので本件を終結いたします。

暫時休憩いたします。

執行部は入替えをお願いいたします。

休憩(午前11時46分)

再開(午前11時47分)

委員長 それでは、再開いたします。

商工観光課及び市民協働課、生涯学習課が出席しております。

議案第75号 那珂市公共施設の暴力団等排除に関する条例の一部を改正する条例及び議案第79号 那珂市いい那珂オフィスの設置及び管理に関する条例、以上2件は関連性がありますので、一括して議題といたします。

執行部より説明願います。

商工観光課長 商工観光課長の石井です。ほか関係職員が出席しております。よろしく願いいたします。

では、着座にて失礼いたします。

それでは、議案書の71ページをご覧ください。

委員長 71ページ。32ページじゃない。

商工観光課長 申し訳ございません。提出議案の内容の関係上、先に議案第79号のほうから説明させていただきます。

議案第79号 那珂市いい那珂オフィスの設置及び管理に関する条例。

那珂市いい那珂オフィスの設置及び管理に関する条例を別紙のとおり制定するものとす

る。

提案理由といたしましては、市内で創業しようとする者及び創業後5年を経過していない者を支援し、かつ、多様な働き方を実践できる場を提供することで地場産業の活性化に寄与するため、那珂市いい那珂オフィスを設置し、貸しオフィスや創業デスク、コワーキングスペース等の貸出し基準を定めた本条例を制定するものです。

では、次ページ、72ページをお開きください。

条例の本文になります。主立った内容について、抜粋して説明させていただきます。

第1条では、那珂市いい那珂オフィスの設置目的と名称を規定しております。

続きまして、第2条では、用語の定義について規定しております。

続きまして、第3条では、いい那珂オフィスの設置位置について規定しております。場所につきましては、那珂市菅谷 4404 番地7。昨年度まで教育支援センターとして使用していた商工会の2階部分になります。

続きまして、第4条では、いい那珂オフィス内の施設について規定しております。専用施設として、貸しオフィスと創業デスク、共用施設としまして、コワーキングスペース、会議室、キッズルーム、創業支援・移住定住相談室を置くことを規定しております。

なお、コワーキングスペースというものは、専用の個室スペースではなく、共有型のオープンスペースにて仕事をするスタイルのオフィススペースになります。

続きまして、第6条では、開館時間と休館日について規定しております。開館時間につきましては、午前9時から午後5時まで、休館日は土曜、日曜、祝日及び年末年始となっております。

73ページにお移り願います。

第2項において、専用施設につきましては、使用者の希望により終日使用することができるということにしております。

続きまして、飛びまして第12条になります。ここでは専用施設の使用期間を規定しており、最長4年としております。

74ページにお移り願います。

第14条になります。ここでは専用施設の使用料を規定しております。

次ページの75ページをご覧ください。

こちらの別表に月額料金をお示ししてあります。なお、それぞれの面積につきましては、オフィスⅠが25.10平米、オフィスⅡが11.62平米、創業デスクが1区画7.83平米となっております。

今後といたしましては、令和3年4月1日にこの条例を施行し、運用していくことを予定しております。

議案第79号につきましては以上になります。

続きまして、戻ることになりますが、議案書の32ページをお開き願います。

それでは 32 ページのほうで、議案第 75 号 那珂市公共施設の暴力団等排除に関する条例の一部を改正する条例。

那珂市公共施設の暴力団等排除に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

提案理由といたしましては、那珂市いい那珂オフィスを設置するに当たり、同施設を那珂市公共施設の暴力団等排除に関する条例の別表に規定する暴力団等の利用を制限する公共施設に追加するものです。

また、既存の那珂市地区交流センター、本米崎体育館及び戸多体育館についても、本来追加すべき施設であったため、本条例の一部を改正するものです。

続きまして、36 ページをお開き願います。

改正条例の本文は 33 ページになりますが、こちらの 36 ページの概要をもって内容について説明させていただきます。

改正条例第 1 条において、那珂市地区交流センターの設置及び管理に関する条例に係る那珂市地区交流センターを、那珂市地区体育館の設置及び管理に関する条例に係る本米崎体育館及び戸多体育館を別表に追加することとしており、施行日は公布の日からとしております。

続きまして、改正条例第 2 条において、那珂市いい那珂オフィスの設置及び管理に関する条例に係るいい那珂オフィスを別表に追加することとしており、施行日は令和 3 年 4 月 1 日としております。

説明は以上となります。よろしくお願いたします。

委員長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑はございますでしょうか。

石川委員 いい那珂オフィスを設置する目的が、創業者を支援し、多様な働き方を実践できる場を提供するということですが、場を提供するだけで、これはそれが目的なんですね。

商工観光課長 今の、実践できる場を提供するというものと併せまして、中にもあるんですけども、創業支援・移住定住相談室というところにおきまして、相談事項とかがある場合にはそちらで相談を受けるとか、そういったことを想定しております。

以上になります。

石川委員 その相談を受ける担当の方はどなたになるんですか。

商工観光課長 今のところ、事業の中でよろず相談事業ということで、今は商工観光課内で毎週水曜日に受けているんですけども、そのコーディネーターの方にそちらで受けていただくこととかも想定しております。

以上でございます。

石川委員 その方は専門職なんですか。プロですか。

商工観光課長 プロの方ということで、ひたちなか市のテクノセンターというところからの派遣をいただいて、今も相談に乗っていただいているところでございます。

以上でございます。

石川委員 すみません、ちょっと今の、差し支えない程度でいいんですけども、どういう対応をその方はされているんですか。

商工観光課長 コーディネーターにおかれましては、現在2名の方をお願いしているところで、今現在、もう事業を行っている事業者さんのほうに、いろいろ補助関係であるとか、またそういった事業継承であるとか、そういったものの相談を受けているのに併せまして、全く何も分からないんですけども、こういう事業を起こしてみたいんですけどもとか、そういった話があった場合にも、そのやりたいことができるのかとか、そういったところから、一から相談を受けるということもやっているところでございます。

石川委員 その方はどういう資格を持ってやられていますか。

商工観光課長 コーディネーターということで、そういった相談を受けるという資格のほうでやっているところでございます。

石川委員 コーディネーターという資格があるんですね。

商工観光課長 はい。

石川委員 分かりました。

花島委員 説明にあったんですけど、聞き落としたというか、メモし損なったのでお伺いしたいんですが、オフィスの面積です。オフィスⅠ、オフィスⅡ。

創業デスクは7.83平米ってちゃんと書けたんですけども、オフィスⅠとオフィスⅡの面積をもう一回言ってください。

商工観光課長 オフィスⅠのほうは25.10平米です。オフィスⅡにつきましては11.62平米で、創業デスクが1区画7.83平米となっているところです。

委員長 ほかにございますでしょうか。

(なし)

委員長 それでは、ないようなので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

(なし)

委員長 討論を終結いたします。

これより議案第75号及び第79号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

委員長 ご異議なしと認め、議案第75号及び第79号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で本委員会に付託された執行部提出案件の審議は全て終了いたしました。

暫時休憩いたします。

執行部はここで退席となります。お疲れさまでした。

休憩（午後0時00分）

再開（午後0時00分）

委員長 それでは、再開いたします。

請願第3号 自家増殖を原則禁止とする種苗法「改正」の慎重審議を求める意見書提出を求める請願を議題といたします。

この請願第3号は、11月12日の閉会中の審議において、意見書の内容について精査をした上で判断すべきとの理由から継続審査となっていた案件です。

そこで、いろいろ国会等の可決も踏まえ、様々調べた案件について、私のほうから少し経過等を説明させていただきたいと思います。

この付託事件である請願は、地域農業や農家、消費者の権利を守り、安定した農作物、食料を確保する観点から、農家の権利を制限する種苗法改正の慎重審議を強く求める意見書を政府関係機関に提出することを求めるものでした。

これまでの経緯といたしまして、改正の内容について、委員会として調査をした上で判断すべきとの理由から9月定例会において継続審査となり、その後、閉会中の11月12日に常陸農業協同組合と市内農業者との懇談を実施し、種苗法改正に対する意見を伺った後、改めて審議を行いました。その際には、懇談での意見等を踏まえ、請願の内容についてはおおむね賛成であるとの意見が出されましたが、意見書について精査をした上で判断すべきとの理由から、再び継続審査となりました。

今回、再度請願を審査するに当たり、まず国の種苗法改正の動きについて申し上げたいと思います。

10月26日に召集された臨時国会において種苗法改正案が審議され、11月19日の衆議院本会議で賛成多数で可決。参議院に送付され、審議を経た後、12月2日の参議院本会議において賛成多数で可決され、成立をいたしました。

その上で、当委員会としての結論を導くに当たり、どのような方法を取るべきか、近隣市議会の動向、また、全国市議会議長会の見解を確認いたしました。

近隣で言いますと、常陸大宮市議会、高萩市議会が同趣旨の陳情を継続審査としており、12月定例会で委員会審議を行う予定となっております。いずれの市議会も委員会の日程がまだ先であるため結論は出ていませんが、常陸大宮市議会では、国会での法案可決を受け、不採択またはみなし不採択とする予定であるとのことで、高萩市議会では、現在のところまだ未定で、委員会での審議に委ねられるとのことでした。

また、このようなケースの取扱いについて全国市議会議長会に確認したところ、現状で請願者の望みはかなわない状況になってしまった場合、意見書を提出するのは現実的で

はなく、意見書提出を求める請願である以上、不採択とするのがオーソドックスな結論であるとの見解が示されました。

ただし、市議会と国会の審議は全く別のものであり、市議会に提出された請願であることから、市議会としての結論を導き出すことが基本であるとのことでした。

そこで、当委員会での結論を導き出すに当たり、前回の委員会を振り返ってみますと、JA常陸及び市内農業者との意見交換をする中で、種苗法改正に対して、国内の優良品種を守ることも必要だが、許諾料により農家の負担が増えることへの不安感があり、また改正による影響などの詳細が周知されていないことへの危惧、さらには食の安全を脅かすものであるなどの理由で全国的にも反対の意見があることなどから、国会でも慎重に議論してほしいとの意見がありました。これらの意見を受け、委員会の中でも請願採択に賛成の意見が出ていたところでした。

そのような状況を考えますと、本来であれば、委員会において採択または不採択の結論を出さなければならないところではありますが、国会での法案の可決、成立という結果を受け、慎重審議を求める時期は既に逸してしまったことから、今回は趣旨採択という形を取り、請願者の思いを酌みながらも、議会として意見書は提出しないという結論ではいかかかと考えますが、どうでしょうか。

皆さんのご意見を伺いたいと思います。

花島委員 委員長の提案を承認したいというか、賛成したいと思います。

私としては、意見書を出したほうが良いと思ってはいますが、意見書の案も自分で作ってはいるんですが、国会でもう通ってしまったということなので、意見書は出さずに趣旨採択という形で、少なくとも我々は請願者の意思を同意したということを表示することも大事かなと思いますので、そういうふうにしたのかなと思います。

委員長 ありがとうございます。

ほかにございますか。

石川委員 委員長の意見に賛成です。

委員長 ありがとうございます。

よろしいでしょうか。

(なし)

委員長 それでは、討論に入ります。

討論ありますか。

(なし)

委員長 討論を終結いたします。

それでは、請願第3号を採決いたします。

採決は挙手により行います。

請願第3号を趣旨採択とすることに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

委員長 ありがとうございます。

挙手多数と認め、請願第3号は趣旨採択とすべきものと決定いたしました。

以上で請願第3号の審議を終わります。

続きまして、茨城県市議会議長会令和2年度第2回議員研修会についてを議題といたします。

茨城県市議会議長会の議員研修会は、2月5日、金曜日の午後、水戸市のホテル・ザ・ウエストヒルズ・水戸で開催予定となっております、内容についてはお配りした資料のとおりです。

議員研修会の当委員会の出席者について協議を行います。

参加ご希望の方は……

(石川委員挙手)

委員長 ありがとうございます。

それでは、産業建設常任委員会からの出席者は石川委員といたします。よろしくお願いたします。

お昼もちょっと過ぎて、あと少しで申し訳ないですけれども、続きまして産業建設常任委員会の調査事項についてを議題といたします。

公共下水道については、11月24日に下水道事業審議会を前回に引き続いて傍聴いたしました。

また、JA常陸と市内農業者の皆様との懇談会を実施し、新型コロナウイルス感染症の農業への影響についてお伺いしました。

今回は、懇談で出された意見について振り返りを行い、今後の調査事項の進め方について、委員の皆様のご意見を伺いたいと思います。

ご意見ございますでしょうか。

花島委員 前回の農業者との懇談は非常によかったと思います。今度、農業じゃなくて商工業のほうの方にやっぱり今の状況とか、新型コロナウイルスだけじゃなくて、全体に那珂市の中での商工業って、何かどう考えているのか聞きたいと思います。

それと、那珂市の中でも結構成功している会社もありますよね。例えば、ネストビールの木内酒造。そういうところの話も聞いてみるのもいいかと思うんですが、いかがでしょうか。

委員長 ちょうど私も、今回プレミアム付き商品券が1月で終わりですよ、使用。そういった影響とかも聞いたり、ちょっと商工会も含めて、先ほど木内酒造の話もあったんですけども、市内商工業者の意見も聞こうかなとはちょっと頭の中にはあったんですけども。

ほかにございますか。

(なし)

委員長 あとまた、先ほど下水道課でもあったんですけども、住民説明会が1月から2月にめじろ押しということで、そういったところも情報を得ながら、委員の皆様、気になる地区もあるでしょうから、ご出席願いながら、お話を聞いていただければと思います。そういったところで、調査事項はよろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ声あり)

委員長 それで進めさせていただきますので、準備が整いましたら、再度会議を開きたいと思えます。

本日の議題は全部終了いたしました。

以上で産業建設常任委員会を閉会いたします。

本日は大変お疲れさまでした。

閉会(午後0時10分)

令和3年2月15日

那珂市議会 産業建設常任委員会委員長 大和田 和男